

2025年後期・保育士試験のための法制度等改正情報

【法令基準日：2025年4月1日】

■児童手当制度の改正（令和6.10.1施行）

所得制限の撤廃、支給期間の延長（中学生以下→高校生年代までに）、支給額の変更、支払回数の変更（年3回→年6回）など、抜本的な拡充が行われた。

■「妊婦のための支援給付」の創設（令和7.4.1施行）

妊娠期の負担軽減のために、市町村が妊婦のための支援給付を行う。支援給付に当たっては、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて行うことが示されている。

■「妊婦等包括相談支援事業」の創設（令和7.4.1施行）

児童福祉法上に「妊婦等包括相談支援事業」が創設された。支援が必要な妊婦とその配偶者等に対して、妊娠の届出時、出産前、出産後の適切な時期に、面談等の支援を行う。

■「産後ケア事業」が地域子ども・子育て支援事業に位置づけ（令和7.4.1施行）

子育て世帯の支援拡充のために、「産後ケア事業」が地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた。国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。

■こども白書（令和6.6.21閣議決定）

「令和5年度 我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施状況」（令和6年版こども白書）が公表された。こども白書は「こども基本法」に基づき、こどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施状況について国会に提出する年次報告である。「少子化社会対策白書」「子供・若者白書」「子供の貧困状況及び子供の貧困対策の実施状況（子供の貧困）」の3つの内容が「こども白書」に集約されている。

■こどもまんなか実行計画（令和6.5.31こども政策推進会議決定）

こども大綱に示された6つの基本的な方針及び重要事項の下で進めていく、幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプラン。こどもや若者の権利の保障に関する取組や少子化対策、こどもの貧困対策をはじめとする困難な状況にあるこどもや若者・家族への支援に係る施策などが実行計画として策定された。

■子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（令和6.9.25施行）

子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、名称が「子どもの貧困の解消に向けた

対策の推進に関する法律」に改称された。こども大綱の記述を踏まえて、「目的」及び「基本理念」において、解消すべき「子どもの貧困」を具体化するなど、目的や基本理念の充実が図られている。

■子ども・若者育成支援推進法の改正（令和6.6.12施行）

「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記された。

■次世代育成支援対策推進法の延長（令和7.4.1施行）

有効期限が2035（令和17）年3月31日までに再延長された。

■児童福祉施設の設置及び運営に関する基準の改正（令和7.4.1施行）

「栄養士」と記載されている箇所が「栄養士又は管理栄養士」に変更された。

■子の看護休暇の見直し（令和7.4.1施行）

育児・介護休業法の改正により、対象となる子の範囲が拡大され、「小学校就学の始期に達するまで」だったものが「小学校3年生修了まで」が対象となった。また、取得事由は、従来の病気・けが、予防接種・健康診断に加えて、感染症に伴う学級閉鎖等や入園（入学）式・卒園式も取得事由になる。名称も「子の看護休暇」から「子の看護等休暇」へと変更。

■「保育政策の新たな方向性～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～」（令和7.4.1施行）

「新子育て安心プラン」の後継として、令和7年度～10年度末を見据えた保育政策。①地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実、②全ての子どもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進、③保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善、の3つを柱としている。

■雇用保険制度の改正（令和7.4.1施行）

出生後休業支援給付、育児時短就業給付が創設され、育児休業給付と併せて、育児休業等給付となる。

■日本人の食事摂取基準（2025年版）（令和7.4.1施行）

5年ごとに改定される「日本人の食事摂取基準」の2025年版が、2025年4月1日から適用。今回の改訂では、鉄分の付加量などに変更があった。また、骨粗鬆症についての解説が加えられている。